

フォトコンテストの応募要項にみる写真著作権の現状

著作権委員会

フォトコンテストは、写真文化向上発展に密接な結びつきがある。そのような状況下で、アマチュア写真家の方々やコンテストの主催者から、「応募した作品や入賞作品の著作権は誰に帰属するの」といった問い合わせがふえてきた。

そこで各種のコンテストの応募要項を調査したところ、著作権を擁護する写真家の立場からみて、問題となるような記述があることが散見された。また、用語の解釈や表記の不統一も見られ、応募者に誤解や混乱を与えていることも分かった。

委員会はフォトコンテスト応募要項の項目の中で入賞作品の著作権について次のようにまとめた。

調査は、2002年9月から現在まで実際に人手できた応募要項518件のなかから著作権にかかわる表記が確認できたものを対象としている。

※分類

応募要項の表記	表記されていた割合
著作権・使用権は撮影者（応募者）にある	7%
著作権は撮影者、使用権は主催者	13%
著作権使用権は主催者にある	20%
使用権は主催者にある	25%
版権は主催者にある	20%
原簿提出のみの明記で 著作権について明記されていない	15%

※原簿提出を求める主催者は、ほぼすべての応募要項に表記されているが、原簿返却の表記をされているのが、約20%となっている。

（資料1）

平成17年6月吉日

関係各位

有限責任中間法人 日本写真著作権協会
会長 田沼武能

フォトコンテストの応募要項についてのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はわが国の写真文化発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

有限責任中間法人日本写真著作権協会および加盟する諸団体に、アマチュア写真家の方々やコンテストの主催者から、「フォトコンテストに応募した作品や入賞作品の著作権は誰に帰属するのですか」といった問い合わせが、このところ多数寄せられています。

当協会でも各種のコンテストの応募要項を調査しましたところ、著作権を擁護する写真家の立場からみて、問題となるような記述があることが散見されました。また、用語の解釈や表記の不統一も見られ、応募者に誤解や混乱を与えていることも分かりました。

さらに、主催者の皆様に「応募要項を作成される上での問題点」をお尋ねしましたところ、「応募要項に関するガイドライン」があれば便利なのだがとの意見を伺いました。

そこで検討いたしました結果、以下のような大まかな「応募要項に関するガイドライン」を設けることが必要ではないかと判断しました。

それぞれの応募要項の用語などが統一されていれば、応募者の危惧する著作権（特に人格権）や、主催者の利用目的および使用条件などの権利関係が明確となり、応募者とのトラブルが避けられるものと思ひ、以下のような「応募要項に関するガイドライン」を提言させていただくことにしました。

また、平成17年4月1日から施行されます「個人情報保護法」により、応募者の氏名や住所、年齢、電話等の情報開示には、主催者に管理責任が生じることにもご配慮していただきたいと存じます。

何卒主旨をご理解いただき、次回からの応募要項に反映させていただければ幸いです。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

有限責任中間法人日本写真著作権協会の加盟団体は以下の通りです。

社団法人日本写真家協会、社団法人日本広告写真家協会、社団法人日本写真文化協会、全日本写真連盟、日本肖像写真家協会、日本写真作家協会、社団法人日本婚礼写真協会、日本スポーツプレス協会、日本自然科学写真協会、日本風景写真協会の10団体。

※版權という文言が著作権という意味で表記されている。

※版權 明治2年、「図書を出版する者」を保護する規定として、「出版条例」が制定され、明治8年の改正時に初めて「版權」という規定が生まれた。これは出版者に専売権を認めるものであった。

写真については明治9年に「写真版權」が認められ、明治20年には「出版条例」・「写真版權条例」が改正され、この写真の版權は、写真の委嘱者に属するとされた。明治32年「著作権法」（旧法）が公布され、写真の保護期間については「発行後または制作後10年」と規定された。この旧法は昭和46年に全面改正が行われ、その際「版權」という文言はなくなった。

※結果

著作権が、撮影者(応募者)にあると表記されているものは約20%しかなかった。しかもその内65%は使用権が主催者にあると記されている。

以上のような調査結果から、著作権が撮影者(応募者)にあると表記されている例がいかに少ない状況にあるかが分かった。

また、フォトコンテストの多くの主催者は、応募要項の作

成にあたっては他のコンテストの応募要項を下地にして作成しているという声も聞いた。

以上のような調査を踏まえて、写真著作権の保護ならびに啓発を推進していくために、フォトコンテストの主催者に応募される写真の著作権は撮影者にあると表記していただくよう、資料1、資料2のお願いをした。

また、応募要項にある「版權」という文言については、「著作権」という文言に修正するようお願いした。

これは、応募要項の用語などが統一されていれば、撮影者(応募者)の危惧する著作権や主催者の利用目的および使用条件などの権利関係が明確となり、撮影者(応募者)とのトラブルが避けられるとの主旨から制作している。

「フォトコンテストの応募要項を作成するにあたってのお願い」などについてはアンケート用紙を同封した上で、すでに有限責任中間法人 日本写真著作権協会より主催者の住所などが確定できた100件以上に送付している。

また、フォトコンテスト主催者に限らず審査を依頼された方やフォトコンテストの後援協賛をされる方などがこの文面を必要とする場合は、お問い合わせ下さい。

(記/著作権委員会委員・榎本正好)

(資料2)

フォトコンテストの応募要項を作成するにあたってのお願い

アマチュア写真家の方々やコンテストの主催者から「応募した作品や入賞作品の著作権は誰に帰属するのですか」といった問い合わせが多数寄せられています。当協会で各種の「フォトコンテスト」の応募要項を調査しましたところ、幾つかの問題となるような記述がありました。また、用語の解釈や表現の不統一も見られ、応募者に誤解や混乱が生じていることがわかりました。さらに、主催者の皆様に「応募要項を作成される上での問題点」をお尋ねしましたところ、「コンテストの応募に関する手引き」があれば便利だとのことをご意見を伺いました。

そこで当協会では以下のような「応募要項」を作成し、利用していただくことが必要ではないかと判断いたし、ご案内申し上げます。

「応募要項」(例)

- 1:応募作品の著作権は、撮影者(応募された写真家)に帰属します。
- 2:入賞作品は、主催者が催す展覧会のほか、制作する作品集、パンフレットなどに、優先的に使用する権利を1年間を限度に保有します。
入賞作品は本コンテストの広報活動として、新聞、雑誌、テレビ、ホームページなどで使用することがあります。使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。
- 3:入賞作品の撮影原板(フィルム)またはデジタルデータは1年間を限度に、主催者がお預かりして、広報活動などに使用し、使用期間満了後、撮影者(入賞者)に返却します。4:主催者がインターネットWeb上で利用する場合には、撮影者の氏名を表示します。
作品はモニター上での閲覧以外には、ダウンロードできないような処置を講じます。
- 5:主催者は応募作品を第三者に貸与することはありません。
貸与する場合には、撮影者に事前に利用目的、使用条件(有償、無償)を説明した上で、承諾が得られたものについてのみ貸与いたします。
- 6:応募作品が他のコンテストでの入賞や印刷物、展覧会などで公表されていることが判明したときは、主催者は入賞、入選等を取り消すことができます。
- 7:応募作品の返却希望者は、返信用封筒に切手を貼って応募してください。
- 8:人物を主題にした作品の場合は了解を得てください。
- 9:応募作品が「合成または加工された写真」であるかどうかを明記して下さい。
- 10:他人の著作物を撮影し、それを素材にして加エや合成をしますと、著作権の侵害にあたる場合がありますので注意してください。

以上、応募要項作成にあたっての指針を列記しました。とくに1~3は必須とし、4以下は主催者の裁量の範囲ですが、可能な限り掲載されますようお願い申し上げます。